

Ⅱ 土地利用関係条例に基づくその他の 制限

1 土地利用調整条例に基づく禁止行為

飯田市土地利用調整条例により、サーチライト等で空を照らす行為を禁止

土地利用調整条例第3条によりサーチライト、レーザー光線発光装置その他の装置を用いて強力な光束その他これらに類する光を継続し、又は断続して天空に向けて放ち、当該行為による光を不特定多数の者が望見できる行為は禁止されています。

● 次に掲げる場合は、適用除外とする

- (1) 法令の規定に基づいて行われる場合
- (2) 災害、事故、その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に行われるとき。
- (3) 祭典等の催事において一時的に行われる場合
- (4) 教育、試験又は研究のために一時的に行われる場合
- (5) その他、市長が公益上特に必要があると認める場合

